

1972年第97回宜野湾市議会(臨時会)会議録

1. 2月25日(第1日目) 午前10時7分開議
午後2時44分散会

2. 出席議員(20名)

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 福 福 徳 重
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 棚 原 盛 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉那覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古波蔵 清次郎

3. 欠席議員(1名)

22番古波蔵清次郎

4. 議事説明員

市 長 崎 岡 健一郎	助 役 沢 嶋 安 一
収 入 役 眞 屋 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古波蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
職工福利課長 棚 原 盛 真	郡計課長 新 垣 信 榮
建 設 課 長 高宮城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固定資産課長 武 島 正 孝	

水道部長 仲村 春盛 営業課長 奥里 符弘
 会計課長 天久 実 工務課長 金城 健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉 健男 庶務係長 照屋 毅
 議事係長 島袋 真由 書記 仲村 春夫
 書記 比嘉 定治

6. 議事日程(第 / 号) 1972年2月25日(金 曜)

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第2号 公有水面(青小堀川)埋立 について
日程第4	認定第5号 1971年度宜野湾市一般会計歳入歳出 決算認定について

日程第5 議案第25号 指定金融機関の指定について

日程第6 議案第4号 1972年度宜野湾市水道事業会計補正予算

日程第7 議案第2号 機構改革及び職員定数の適正化について。
~~事務委員会~~
(機構改革特別委員会)

日程第8 陳情第18号 かり処理清掃業についての陳情
(民生委員会 中間報告)

議長

第97回宜野湾市議会臨時会を開会いたしました。直ちに本日の会議を開きます。
(午前10時7分)

議長

本日の日程はお手元に配布しており、市日程表第1号のとおり進めて参ります。

議長

休憩いたします。(午前10時7分)
再開いたします。(午前10時18分)

議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則の第114条の規定により議長において、又着の島徳吉君、又着の比嘉義定君を指名いたします。

議長

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。本朝臨時会の会期は、本日も同くいたしたると思っております。ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、今期臨時会は会期1日同く決定いたしました。

議 旨

日程第3. 議案第2号. 公有水面(青小堀川)埋立についてを議題といたした。本案は議事係長として朗読をいたした。

議 旨

休憩 - 15分 (午前10時19分)
再開 - 15分 (午前10時20分)

議 旨

本案について理事者の趣旨説明を承けた。

都市課長代理

課長が本日出張中であり、私代理で説明申し上げた。資料等に一点添付してあり、これでの経過をご説明申し上げた。

青小堀川(オウゴンヤ一河川)の旧河川が大雨の、いわゆる洪水の急激な災害等により、護岸の崩壊が激しく、旧河川の流路が非常に不整形なために、崩壊したところを一点判断してあり、そのうち、流下水がスムーズに流れるように河川をほぼ旧河川の直線よりほぼ直線にするに、旧河川が埋立して、新たな河川となり、私有地が新河川になり、従来との関係地主から早目に交換分合して貰うことを要望がござい、12年度の当初予算

に於て、新田河川の土地交換
換所名の登記設計費を計上して
れども、法務局民事課並に法務局
臨時土地調査所の照会したところ、当該
地域はこれに新土地調査により地
積図も確定しており、地積訂正の
必要はない。どうしても公有水面埋立法に
より地積の取得したものに地積の訂
正をしておいたとしても、そういう指導があ
りたので、今日埋立申請を既にセッ
トしてあげても、本来であれば行政主席から
埋立法の第5条に基づいて市町村の
意見を聴取する。そういう公文が来るはず
であり、その場合は申請人が住
野湾市である。そういう意味からして
市議会の議決を経て市町村の
意見を聴取にやる。そういう政府から
の指導があり、今日の議案提
出に当たって、以上簡単であり、説明終了。

議長

本案に対する質疑を許す。

議長

休憩いたします。(午前10時23分)
再開いたします。(午前10時26分)

1 着

河川の潰地の土地交換の件でございませ
が、その潰地の該当者の交換分合の地積
等については関係者は異議ございせんか。

都計課長代理

地積等については異議はございせん。
去つた71年の10月14日に話し合ひをもちまして、
とにかく早目にやつておくれもらつたこと、そう
いう強い要望がございまして。

1 着

土地交換分合登記に要する費用はいか
ほどにちりますか。

都計課長代理

登記金が1,935ドルですか。

1 着

お水で十分間に合いますか。

都計課長代理

間に合つたように一応概略で予算要求はし
てございまして。

1 着

いさながも関係地主に負担はかけないつもり
でやつていきたいと思いますか。

都計課長代理

はい。

1 番

はい。以上です。

4 番

旧河川用地と新河川用地の誤差が
199坪ございますが、これについてはどうい
うな措置を打たれておりますか。

都計課長代理

旧河川と新河川の何でございませぬか。

4 番

誤差ですか。199坪ありませぬか、それにつ
いてどういふお考えですか。

都計課長代理

どういふ面についてはですか。土地主との詳
しい話し合いはもたれておりませぬので。

4 番

いや、地主は承諾されているというのでは
どういふことですか。

都計課長代理

それから差額についてはですか。差分につ
いては今後、打ち合わせ、課題におきかえり

れどもね。

4 着

しかいどにその位りの何が出るであろうことははっきりしておりませぬ。

都計課長代理

それはずいぶんはっきりしておりませぬ。

4 着

地主が承諾したというものはどういふことですか。

都計課長代理

地主としてはまあ、あくまではっきりさせてくれ。10年果も放つたらかさめておきませぬので、原則的に土地交換の場合に於いて承諾するとはどういう意味でござらぬ。

4 着

承諾するということであつ。実際自分の土地がどこでどれ位もらえるという事は本人はずいぶんはっきりしておいふことですが。

都計課長代理

どういふことですか。これは旧河川ですが、新河川の用地ですか。一応面積算定してござらぬけれど、現在のところあくまで都計課担当者の概略の算定に依つておきませぬ。

4 着

その場合には地主はその隣接を包含しようとしているのであるが、新土地調査ではその分はどうなっておりますか。おそらくその時点では個人の有地としてなっていると思うのであか。

都計課長代理

はい、やっぱり個人有地になっております。

4 着

個人有地。旧河川の分であわ。

都計課長代理

はい。

4 着

分を合して地主は新土地調査に臨んでいると思いますが、その(実)運はどうなっておりますか。

都計課長代理

(旧河川)の分であか。

4 着

分を合して申請されたらと思うのであか。例えば2-1-1の東側の方は残っていると思うのであか。しかも下に下がって残った個人の有地に新しい土地調査の時点で自分の所有地として申請された確認されていると

聞いてはが、確認しておりましたが、それと申しては
かたがた、そこをばつり申して下さう。

都計課長代理
それならば確認しておいて思っております。

4 番
ただ、早く交換分合していただくことだけであ
り、内容は、こちらからということであらう。

都計課長代理
そういうことであらう。

4 番
この場合の問題が、これはこの場合の責任はど
こにありませうか。あくまでも当局の責任におい
ては、どうであらうか。

都計課長代理
やっぱり市の責任です。

4 番
責任にどうしてあるか。はい、わかりました。
次に、今後の場合はオーグムヤーの問題が
どうなるか、この分だけ交換分合をしておいた
らうか。それ以外はどういうことにはなっていないか。
これを検討していただく必要があるか。

都計課長代理

これ以外にと言っています。

4 着

この地域以外にも相当あると思っております。

都計課長代理

これはございませぬ。北部のてあ中、別の市町村でもございませぬ。

4 着

いや、宜野湾市内で、市内にもつて旧河川との関連で相当の河川の変更があると思っております。そこに於ける交換分合、存せられたりやつて外の地域はやってございませぬ。

都計課長代理

外の部については詳しいことはわかりませんが。

4 着

これはどうして。

都計課長代理

この分はやっぱり増立法にも及びございませぬ。このウツことございませぬ。

4 着

例としては大謝名のおん岸地泊の地元の約に

に元東川でなかつたところから川にわたり、従来の川が今、放棄されて地主が非常に損害をうけている所がありますね。この分にはどう考えておられますか。

都計課長代理

宇地泊地域の事業は私が私、わかりません。

4 着

一応これは近々ところですが、向こうについては全然別個の方向に変わります。その分について市としてどう考えますか。それを今後含めてやってもらえますか。市全体のことをやるならそのことも含めて検討して進められるかが、税負担と関係するが、なぜこれだけやられてはかばつておられるのか。

即 役

ご指摘の箇所はおそらく宇地泊の後の河川、排水のことだと思っております。

4 着

個人所有地から全部河川は通っておりません。旧河川は現在放棄されているところがあります。

即 役

何からこの交換分合によって果してこれが適

用でどちらがどうかはでちね、今のところ検討して
ておいておくておすとは既に即答できぬ
と思つておす。

4 着

この分と同様の分の変ることはせしにあり
おすか。

即 役

変る点については、その方は現在の河川と旧
河川とは全く位置は変わつておるからである程
度のカーブを存おしおすかという事で交換
分合が可能でありおすけれども、そのほかの岸
地泊の場合もそれを伸上げておすは技術
的にそのはなりの詳しくはわかりおせんから、何と
も言おせんが、全く河川の位置はかけはな
れておるという事はせしに問題があるしおすか
おす。

4 着

問題があつておすね、検討したおすからと
いうことではおせんから、単なる市内の
場合に一部はこうおすおすおす、地主の
負担、個人の損害というおすおす、片一方は
全然、こうおす検討もおすおすおすおす
おすおすにおすおすおすおすおすおすおす
おす。おすおすの検討はおすおすおすおす。

即 後
やうでか。

4 着
にせ、その面においての関連として同じ
状況にあるんだが、やういふような検討をやら
れたことがありやうか。

即 後
検討はしたというだけではありやせん。

4 着
やういふやうで。

即 後
検討はやるべきであらう。当然、実現で
きるかどうかの問題については確信はでき
ないというところであらう。

4 着
検討は従来やってきたというところであ
らう。

即 後
やうでか。

4 着
それからやられたという考えはあると思う。

助 後

これは標註有るのだと思ふ可。

4 着

山がりのした。

6 着

1區だけお伺いした可が、説明の中で
 交換分區に對してはわかりませぬ。地主はすべて
 承諾したものと考へておられた可が、
 次第々々質疑の中に矛盾があられた地積に
 對しては地主とは話し合へずこれからのさう
 する回答でござりますが、おまの交換分
 區を有ることにより色々問題点が出ると思
 います。いれり地積が少いとか少いとか。
 いろいろ問題点も十分解決されておら
 れる可かどうか。又、もしさういふものが
 出た場合は後で色々な補償問題。
 いろいろもみが出た場合にはあくまでも
 枠内の地積で対象にあらた可が。又、
 現金等も補償費で扱をした地主には承
 える可が。そのへんの基本線をお聞かせ願
 たいと思ふ可。枠内での調整でござるの
 であらう可が。交換分區の地積の枠内
 でござるものは現金でも補償をせよ考
 へておられた。

都訂課金代理

調整は、地積の枠内でやりなす。

8 着

地積の枠内で調整されるという款である。

20 着

承諾書の中に、不明地というのがあるが、どういう意味でござるか。着地もある。因らばとあってはるか。

都計課長代理

これは実際に地目としてありませぬけれども、所有者が不明確である。調査の結果からなるといふことである。

20 着

その地目についてはどうふうふう処理されるか。

都計課長代理

一応、その方法で探ろうと思っておりますけれども、我々が調査した段階では不明確といふことである。

20 着

何ヶ所あるかと。

都計課長代理

詳しい地積はあくは出せませぬ。

20 着

大体予想として。

都計課各代理

大体40坪位あるんじやないかと聞いておけ
心。

20 着

これは先程4着から質問があった。旧河
川と新河川との差であらね。約200坪位の
差が出てきておられる。地積の処理の
やり方というのは当然としても考えておられるが。

都計課各代理

それはあくまで地主の方でございね。協議の
上でしか決められないと聞いておられる。

20 着

と言っておられる。交換分合をする地主の方々に
配分方法という事でございね。

都計課各代理

いえ。その意味ではございませぬ。

20 着

ごめんの意味でございね。

都計課各代理

これは不明地であらね。別の地主に与えられて
いることは事実ではございません。

20 着

約47坪も³ありまして、これを合わせたら200坪位ありますね。これの処理についてはどんなものですか。

都計課代理

今のところ考えておりません。先申しあげました通り、去年の10月14日にですね、地主会を開きまして早目にやってもらいたいという要望をいただきましたね。現在埋立認可申請を出している段階でございます。詳しくは今後の課題になると思っております。

20 着

これはおれですか。法律上私有地を売却する、そういうことは不可能という事もありますか。

都計課代理

不明地ですが、それは私ではわかりません。おそらく不明地だからといって売却はできないと思っております。

20番

残ったものの全部市有地として登記する
んですか。

助役

今の質問は二通りになると思えます。
不明地はどちらになるかと言いますが、
もし地主が所有者かどうしても解らな
ければ、不明地としてそのまま登記上はな
りますので、その場合、管理は今後は県に
なつてきます。田、畑の場合は、この土地
は、地目は田でありますので、県の管理
になります。今、新河川と旧河川との面
積が旧河川の方が大きいです。譲渡する
けれども、これについて（聴取不能）と同じ
面積を与えたい。結局は、そこに残地
が残る譲渡するけれども、残地の面積に
ついては、市の所有になるかどうかという
問題になると思いますが、これは本来から
と関係地主の所有地の交換分合であり
ますので、これを市有地として取るという
ことは、関係地主としてはわざわざ承
知しなさいやないかと思えます。
今のところそれについては、まだ相談も
してありませんので、これからその問題に
ついては、関係地主と十分話し合いたい
といふ人がないかと思えます。

20番

話し合いを可とするに可ね。各々の比例配分やつて関係地主に上げ3%が可ね。それとも47坪は市有地として登記して売却できるのか可ね。

即後

だから市有地として可ね。取れるという関係地主も今までは現在話しは行つてない可。関係地主がもし仮りに今まではあまり可過ぎるから。面積とればからという事で可れば可ね。残り土地は市有地としてという事になる可分である可。市の所有として登記されると、今現在、行つてない可。これはどうしても関係地主と十分その面積の差に於ては、今から話し合いをしたいかなとそう考えておられます。

20番

話しはまだ持つてない可ね。

即後

まだ今までは、いつてもいい可。

20番

10.1坪は、1坪は2.3と、50坪も33

とか、そういう可能性もあまたあるか。

助談

結局、新河川と旧河川は面積の差
がありまあから、"おゆる新しくできた土地
が、多くなるということになるか。自
分の潰れた土地よりは新しくできた土地
は多くなるか。その命にかけては、
関係地主全体に比例配分するのである
かどうかわかる。又、その辺に於て市
集ももつて、"ませんので、関係地主ともそ
の面にかけては、十分話し合"をしなければ
"かな"と思"ます。市が確実にとるとも
言えな"か。今のところ。

20番

それは、具合でも悪"か。

助談

その辺は、法的にはつきりきわめてありま
せんけれども今のところまだ集は持つて
おりません。

20番

地主とは、そういう差のあまる坪数がある
という人かも知れないところは全然話し合
われないか。それは解つてないか。
地主の方は、

助 長

まだ配分方法については、話し合いはなされてないようです。

20番

それいや、今からさういふ話し合いをい
いくという事ですね。

16番

一言だけお尋ねいたします。排水工事に着
手したのが、1960年~~4月~~7月頃から、
既に12年ですね。今まで放置されてお
いた事態が非常に残念であります。

ただお聞きされたことは、結局、この墳
地は、埋立された以後に政府による土地
調査があったけれどもその時臭でクイ
打すの場合に結局は、その場合、立
合ったかどうか、仮りに当局自体が立
合っていない場合、地主がかつてクイ
を打たれて、それが新しい地積になつて
あった場合、結局、ここに表示されてい
る地積いやなかも知りませぬ。その辺
を十分調査したかどうか、その臭だけ。

議 長

休憩いたします（午前10時50分）

再開いたします（午前10時52分）

助 談

16番さんの御質問については、これははっきり解りませんけれども、おそろく立合いはしてないと思えます。市は土地調査の場合におそろく要請がない限りは立合いはしてないと思えます。

16番

地主方のマサね、^心「中ゆり良勝を信用してね、自分の土地以外はクイを打たなかったと、そうすれば結局これだけの土地は確保して大訴マサね。しかし現在他の地区におきましては、そのクイ打つ時莫で地主間の合意がやられてる。実際は比例配分地域というのがある位な人マサね。そういう問題がありますので、せつかく、実際問題としては、12年も前に仕事をやったこと、その時莫において解決すべきものが現在マサねもつてこられたということは、非常に残念マサね。マサね、あくまでも土地そのものがマサね。図示されてるような現状があるならば、今後の交換合の時莫においてもさほど問題はないと思ふマサね。しかしながら新しい地積調査の結果、この図面に図示されてるような状態、くまわれておった場合、そこに色々地積問題が相違出るんじゃないかと、私心配しまして、先程質問した訴マサね。現在その図面の図示されてるようなマサね。

土地が十分確保されておれば問題はな
と思えます。以上であります。

5番

今先の不明地の答弁で「さきか、地主の方
に相談の上かとか、又色んな面を交換する
とかいろいろな答弁をされておりましたが、この
不明地ということは、現在地主はあつたか
ござります。ただ今度の土地調査の上で、
帳簿上が不明地でありまして、実際は都
計課長と地主との交換合合に対する話し
合の上で、交換合合の時に地主に分類
するか、又今政府の方と個人と折衝して
ござります。ただ不明地ということは、
土地調査の場合に角に付たところのクイ
を入れれば線を引いて不明地にかゝる
ござります。そしてその敷地が大山地域
の方に入つておりました。閲覧の場合に本
人の方に通知がなくて見ておつたよう
です。今度の調査の方で結果が解りまし
て、不明地になつたというようなこと
ござりますか、これは都計課長と都落との話し合
の結果に於いては、地主は実際にあつた
人です。ただ我々が行く場合に交換合合
の方に考慮するとか、色んな面にあつた
か、いろいろなこと、大変迷惑でありますので、以上
終りたいと思えます。

議長

休憩 いたします (午後10時56分)

再開 いたします (午後10時59分)

議長

質疑も尽きたようでありますので、本案に対
する質疑を打ち切りたいと思っておりますが、御
異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議なしと認めます。よって本案に対
する質疑を打ち切ります。

議長
議案第2号 公有水面の埋立にかつての討論
を願ひます。討論を省略したいと思ひ
ますが、御異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
御異議ありませんか。討論を省略し表
決に付します。

議案第2号 公有水面埋立にかつてを表決
に付します。原案通り可決すること御
異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
御異議ありませんか。議案第2号 公有水面
埋立にかつては、原案通り可決することに決定
いたしました。

議長
休憩いたします。(午後11時00分)
再開いたします。(午後11時12分)

議長 認定
日程第4 議案第5号、1971年度直野津市一般
会計歳入歳出決算認定にかつてを議題といた

166
します。本案につきましては、1971年12月16日の
本会議におきまして、総務常任委員会に審査
を付託してありましたが、議長にその審査の結
果が届いておりましたので、議事録長をして朗読
をさせます。

議長

休憩いたします（午前11時13分）

再開いたします（午前11時16分）

議長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

総務委員会における審査の経過並に決定
の状況について、ご報告申し上げます。毎
年の決算認定につきましては、総務委員会に付
託され、そして審査を行なって参っております
わけですが、特に本年度におきましては、
調査委員からの意見の中にもござりますよう
に事業費、特に建設事業費が予算には組み
入れておりましたものの、執行の実績という
ものが、50パーセントというふうなことで、年度内
執行率があまりにも低いと云うような面が
だぶつた二面を模範してまいりました。こ
うの中にござりますように、当局からの説明の
中で、政府の補助金が大幅に遅れたとい
うような大きな原因であるといわれておりました。
これは、考えようによっては、不可抗力、どうし

ようもな..んじやな..かど..うようなことも、
言えますけれども、しかしながら自信をもって
予算に計上した以上は、できるだけ精力
を結集してかつ、対政府に押しつけては
強力な折衝を組んで、少しでも多く年度内
の補助金を決定させるというふうな方向で
推進すべきであると、或いは努めべきであ
るというふうなことが、審査の過程において
指摘された点であります。

それから二番目には、樹苗圃の設置の問
題であります。これは、今年だけでもなくして、
二〜三年前から当総務委員会において
は、調査も現地も調査も加之ながらこの
圃場の運営について、或いは現在の価値
について、検討加えておりましたけれども、さ
うの方に指摘しておりましたように既に設置
した時々の事情と現在では、全く違つて
おります。設置した段階においては、殆
んど宜野湾市内においては、緑が少なかつ
た或いは、学校の校庭においても花ぎ類
が殆んどなかつたと、そこで市に対して学
校側並かに市民の間から何とか花ぎ或
いは、樹木或いは、のたみのなんらかの
対策を立ててもらつたこと、かつたような要請
が頻繁にござつて、それのたまたま或
いは、それの答へるべく一応予算をたてて樹苗
圃を設置したやに受け取つております。
ところが現時点においては、市内にも多く
の緑が、だんだん普及されて、かつ、特に市が春

きていこうは、街路樹その他の問題につ
きましても既に業者が相当類数ありまし
し。ある程度は業者を育成する立場から
業者に委託させても「人じやな」が「な
と」いような意見がございまして、その問題
については、色々と当局の考え方と或いは我
々議会主義の考え方とは、若干違うがも
知りませんけれども我々としては出来るだけ
そういう方向に検討して方が「人じや
な」かといつたようなことと指摘をして参
つてきております。更に総括の意見として
予算額が各費目にわたって、だぶぶ出たお
りするので、いかにも補正が頻りにされて
おりますし、そうであるとするならば、でき
るだけ補正をする場合に配慮して頂い
て、執行率を高めるような方向で努力して
頂きたいというのが総括的な意見であり
ます。それから二つには意見として出して
ありますけれども、当局が非常に努力をして
おりますことは、自主财源の確保に
は、だぶぶ努力をしているような足跡とは十
分伺えます。特に予算欠損額においては
これは当然、そう言えは当然でありますけ
れども極力、市内に現在の存在している
或いは引き継ぎ住人がおられる方々に極
力譲得して或いはお譲りをしてその予
算欠損額の中から税金を出してもらおうと
いようなことの実績を上げております。
まだまだ、しかしそれには努力する圃も多少

ありま可けれども税金の調税率の高揚、
 更にその外の自主財源の確保につきましては、
 相当なる努力をなさつてゐるという事は
 伺えます。ただ残念ながら政府の助
 成事業、補助金については、先程申し上げた
 ように50パーセントだということ、残念では
 ありま可けれども、それについては十分努力
 をしてゐるというふうなことで、当院務
 委員会としては、認定すべきであらうとい
 う結論をおいてござります。尚、詳細にわか
 つては、皆さんの御質疑にお答えいたして
 下、このへんで簡単に経過のご説明を終
 りたいと思つてゐます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします（午前11時26分）

再開いたします（午前11時26分）

議長

質疑も答へたようでござりますが、質疑
 を打つ切つて、委員会の報告も終了だ
 と思つてゐますが、御異議ござりませんか。

議長

ご異議ござりませんかので、質疑を打つ
 切りおわせて、委員長が報告も終了です。

議長
本案に対する討論を願います。

議長
討論もほ"よう"でござ"りますので、討論を
打ち切ることにご異議ござ"りませんか。

議長
ご異議ござ"りませんかので、討論を打ち
切ります。

議長
認定第5号、1971年度宜野湾市一般会計
歳入歳出決算認定に"つてを議決に付し
ます。

議長
本案に"つ"きま"つては、専員会報告案通り
認定することにご御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
御異議ござ"りませんかので、認定第5号19
71年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算認
定に"つては、総務常任専員会報告案通り
認定することと決"りま"した。

議 長

日程第5 議案第85号 指定金融機関の
指定についてを議題といたします。

本案につきましても1978年12月16日の本会
議のため、総務常任委員会に審査を付
託してありましたが、審査が終了いたしま
して、議長の手もとに報告が参つてあり
ます。休憩いたします。本報告書を議事
録長をして朗読をさせます。

議 長

休憩いたします (午前11時28分)
再開いたします (午前11時29分)

議 長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

御報告申し上げます。本議案に関連
いたしまして、丁度約10年になろうかと思
いますけれども各市内の金融機関が金融
指定の陳情が参つて参ります。大誤ら
ざります。その内、この陳情が当総務委員
会に付託され審査を継続して参つた誤
らざりますけれども中間報告の中でも
だぶ申し上げたと思つて参りますが、実
は総務委員会としても、陳情案件の処理
については、だぶ悩んでおりました。
と申し上げますのは、これはあくまでも、

572
当局の問題であり、当局がこの問題を真実に
考えなければ、議会としてもどうすることも
できず、と云ったようなことと、もう一つ
には、市長の政策的な面もござりまして、
議会からおしつける訳にも「かな」ような
複雑な事情があった訳でござります。
ところが前回の本会議に於いて、当局から関
連案件として、関連する問題として議案
第85号が提案され、当局もはっきりした方
針が決定されて、その線に沿って、担当
であるかどうかを総務委員会としては、審
査検討をして参った次第でござります。
その市長「ことこの問題の処理で苦勞
しておりましたけれども、当局のそういう一
貫した考え方のもとで、どうしても今回指
定金融機関を考へなければならぬ、或いは
指定しなければならぬ」と云ったような強
硬な姿勢がござりましたので、当該委員
会としては、「すれにしても早目に処理し
なければならぬ」ということで、慎重に審査
してまいりました訳でござります。この指定金
融機関の面については「長一短」の面
もあれば、悪「面もあろうか」というふうなことを
さかんに委員会の中にも論議をして参
った訳でござります。例えば「一行しか指
定できませんので、市内にある各市中銀行
農協等につかすことは、市民に対する貢献度
或いは、市に対する今日までの貢献度
~~等~~と云うようなことで、果して、優劣が

つけられるかどうか、そういふような問題も難しい問題もございまして。又反面の面としては、納税者、いわゆる市民が直接税金を役所に納付しなければならぬ義務がありますけれども、今まで各自治会長を通して納税をさせる便宜をはかってまいりました。或いは又当局が直接、その却^替に出張して税金の収納をやっておく訳でございませう。ところが幸にして、金融機関の指定ができるということであれば、市内の各金融機関の窓口において、自分の預金の口座から直接納税ができる、税金が納められるというふうな便利さがある訳であります。更に外の面においては、職員が現金を取扱う公金を取扱うということについては、色々な危険がある訳でございませう。従って専門家である銀行に直接現金の取り扱ひさせる方が危険防止の面からいって、かつ又その現金取扱ひ業務そのものが、だぶ緩和されるということであれば、現金取扱ひは専門家であるところの銀行側にまかせて、その外の事務的分野に於いて、職員が専念できるように、一つの合理化対策にもなるんじゃないかというふうな利便が、出て来る訳でございませう。

その外にも若干よくない、或いは、この面もありませんけれども、当局が強^い姿勢でこの際、指定金融機関を早目にやつた方が、

と云つたような姿勢がござりましたので、
 監務委員会としては、時期的にも適切
 な処置であるというふうなことを認めま
 して、原案通り沖縄銀行を指定すべき
 であるというふうなことで決定をしてあり
 ます。そう云つたような意味を以てして
 御模範を頂きたと思つてます。尚又当
 然これと関連してあります。その陳情案
 件も如く見たいにして、一箇に同時に
 報告すべきであったかと思つてくれ
 てもよろか。この案件が本会議で処理
 される限り通過しない限り陳情案件
 が処理される。と云つたような立場から
 陳情案件に対する処理並に報告はま
 だしてござりませんので、その間も
 御了解の上、御審議を願つてと
 以上終ります。

議長
 本案に対する質疑を許します。

8番
 この案件が監務委員会に付託されてから
 他の銀行から色々要請、陳情等云々
 があるかと思つてますか。他の銀行
 界も呼びかいて意見の聴取などをなさ
 れたことありますか。

総務委員長

は、ごさいます。

8番

他の銀行もおそらく指定銀行に希望して
おられたと思えます。そういう観点から
いたしまして、又市内にある各銀行はで
きるだけ交互にさせた方が……人じやな
かというふうな考え方も持つ訳でござい
ますが、その点については、総務委員会と
しては、話し合っている人はおられたのであ
るかと。

総務委員長

お答えいたします。おっしゃる通りに総務
委員会としては、陣情者でありますところの
他の金融機関、他の銀行等もお呼び
いたします。公平な立場で審査してまい
りました。その中身につきましては、優劣は
か一番……んだとか、悪……んだとかと
いうふうな優劣はつけがたい……か……ご
さいますので、他の銀行全部比率して、優劣
の面については、はっきり線は出してござ
いません。それから交替した方が……んだと
いうふうな点につきましては、契約が1ヶ年
にわたりますので、これは当局に計しても
この金融機関に対するメリットその他
の面も十分配慮して他の銀行もともに市
の調子の窓口として、十分活用できるような
対策を整えて、よく話し合っていると思
います。

と、そして14年でありますので、外の金融機
構についても可也。14年後には十分配慮
してもらった方が「んじやな」かという
うなことは、審査の過程において進言してあ
ります。

8番

以上。

議長

質疑もないうちでありますので、質疑を打
ち切りあわせて総務常任委員長の報告も終
りますと思っておりますが、御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませぬので、質疑を打ち切
り総務常任委員長の報告も終了します。

議長

本案に対する討論を願います。

議長

討論も省略したいと思っておりますが、御異
議ございませぬか。

議長

ご異議ございませぬので、討論を省略。

大しまして表決に付します。

議長

議案第85号 指定金融機関の指定につ
きましては、原案通り可決することに御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、議案第85号指
定金融機関の指定については原案通り可決
することに~~ご異議ございません~~、決定いた
しました。

~~(異議なしと呼ぶ)~~

議長

進行いたします。日程第6 議案第4号 1972
年度宜野湾市水道事業会計補正予算について
を上程いたします。

議長

本案についての理事者の趣旨説明を求め
ます。

営業課長

ご説明申し上げます。議案第4号1972年度宜野湾市水道事業会計補正予算について第3回目の補正でございますが、今回の補正は米須水道の施設費い上げのための補正でございます。この件につきましては、去った70年の12月に議会の方へ提案いたしました設問でも、議会より買上げすべきであると答申をされたものでございます。

(以下議案朗読につき省略する)

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします(午前11時45分)

議長

再開いたします(午前11時47分)

12番

この議案の資料の最後のページの資料の積算はどうかふりにはございましたか。

営業課長

9ヶ月で推定したというところで。

12番

米須清造さんの72年度以前50年分の事業費はい

くらすか。

税務課長
調べてからお答えいたします。

10番
この施設買上げについては需要者には何
の連絡もありませんが、という訳ですか。

営業課長
この事件が処理された後に需要者への連
絡はやりたいということでございます。

議長
休憩いたします。(午前11時49分)

議長
再開いたします。(午前11時55分)
本案につきましては、午後を継続して質疑を
行なうと思っております。
以上で午前の日程を終ります。尚、午後は
2時から再開いたします。

議長
休憩いたします。(午前11時55分)

議長

只今より午前に引き続き午後の本会議を開きます。(午後2時5分)

議長

日程第6議案4号についての質疑を許します。

議長

休憩いたします(午後2時6分)

議長

再開いたします(午後2時6分)

1番

この米須水道の施設の買上げについてでございますけれども、米須水道は現在まで普天間地域の市民の生活に最も関係深い水道事業を行っておりますが、現在宜野湾市から米須水道に対して現在まで補助か又は助成をしたことはございません。

水道部長

お答えいたします。市からの補助とか或いは撥助とか全体的の何をやったことはございません。

1番

買上げ提示額には、28,085トL.43.5以上の

141
建設費が施設評価額が16,260.67セリでございまして、買上げについての説明がございしますが、施設はたゞの老朽化して水道事業としても使用できないという事でございまして、その評価額の16,260.67セリの資産については、今後どうするかを考慮しております。

水道部長

お答えいたします。この評価の計算方法として、施設費と転業資金というものは名目で二通りに分かれておる訳ですが、今の質問の施設についてはこの説明書にも書いてありますように、この施設自体は、使わないことになりません。結局資産としては、たゞらく無形固定資産というふうになるんではないかと思っております。これは政府の側面には私達もあまり詳しくない関係で政府の建設局に問い合わせたところ、施設を置い上げてやっても、これに見合う固定資産自体がない場合、無形固定資産というふうになる。資産の増はなし。形はないという指導があったもので、その後これが解決の糸口が見えてからただけつきりしたことは聞いておりませんが、無形固定資産として、宜野湾市水道事業の賤産の部分になると思っております。

1番

この施設の買上げの中でございまして、無形固定資産、このタダとかパイプ等は全然使用する予定はありせんか。

水道部長

ごさいます。市の水道局、水源自治体、北源自治体、
 宜野湾市の方で、この水を利用して給水するとい
 う計画のもとで購入したものと違ひまして、実
 際この普天間水道の買上げに際しましては、
 ご承知のように4、5年前からの話し合いがも
 たれ、1、2年前から具体化して、つい前まで実
 を給水段階まで二つけた話なんですけれども、
 東側私達としては、どうしても市民全体が市の
 水道の恩恵を享受するのが前だと、特に
 又、2ヶ月前ですが、普天間水道の方では前
 島着の米嶺清徳さんがお亡くなりになって、今経営
 に困つておられる話なんです。普通の商売だったら、た
 ちまちに店を閉鎖して別から買ってこいというこ
 とで済む話なんですけれども、水道だけは先
 は行きません。もし、経営が行きづまらなくな
 った場合には、たちどころにこれは大きな社会問
 題になるという点も潜んでいる話でございす。
 あくまでも私設水道は統合するというのがこの
 ことで、話しも進めて参る関係上、この普天間の
 自治体は、これは人の財産を評価するためにど
 うしても有形の施設、転業資金、この利益
 から逆算して、この計算は通りに行つておられ
 けれども、私達としては、又、結果的には、この
 水道を取ったために、どれだけの宜野湾市に影
 響、悪い影響が出るかというのを、この金の最終
 的母のものをはき出した話なんですけれども、現
 在330万円ほど、これを宜野湾市にまで私
 達の収支の関係では、現在私達の需要者に

に對しては、全然影響はないといふ段階が今の最終的に計算でございまして、計算上は非常にほかのほうは格好でありますけれども、土に埋めておる関係上、中には新品とまだ新しいのと同様のものがありますでしようし、中には又腐る寸前のものであるかも知れません。堪えて調べる必要はございせんので、あくまでもこれはこれにしてありますように、年数耐年数致しを掛けて出したものでございまして、すぐその振動の上に乗るにたよるものではございせんので、その時を自覚が出た数をこれだけ資産が多くあるといふだけでございまして、新しく新設するものは、ちゃんとおむすは、異人じやないかと考えております。

1番

本資産全部の材放置する所考はんてすか、それとも使用できる施設については使用したいと考はんてすか。

水道部長

これを一談に放置すると、或いは又使用するといふよりも大体この普天間水道の今配管してある地域は私達の水道も入っております。

輻射してありますので、それに又何々のハイポックのものが大体老朽化しておるといふ関係で、これを使うといふ前提は持っておりませんが、部分的にはこれを使うのが有益かたという所では、使おうと思ひます。今どの部分はどうするとの部分

はどろするといふことまでは考えておりません。原則的には、輻輳しているところは使わないで、
 或いは、単独にある部分的には、使うかも知れ
 ません。この調査の上、ハイアツ人かも知れり出
 して調査の上、使うというふうなことになると思
 いますので、ほゞりは、この実は申し上げられませ
ん。

1番

現在米須水道から取水している需要者は
 約320世帯との米須水道を買上げて市と
 一緒にする話でございしますが、この今後の対
 策として、この320世帯の水道の給水についは
 どろいのか考えですか。

水道部長

給水についてと申し上げると。

1番

この米須水道の簡易水道をあとやるつ
 むりですか。

水道部長

施設をこの子利用するかというご質問でか。

1番

施設等は問題ございせんが、市の水道
 事業としてこの水道の水を上げる考えですか。

水道部長

はい。結局つぼぎかえ自体によて私達の
パイプにつぼいで。今のまま別の需要者と同じ
にやるつもりでおります。

1番

現在計画むっておられますか。いつ頃大体
市の水道を給水するという予定しておられますか。

水道部長

これは今までは二かかればきり決まっておき
せんので。話し合っただけなんです。4月15日頃
を目途に一斉に切りかえる段階は話し合
いはついでおる話なんです。今日のこの解決
した以後私達はむとにつめたこと。話し合
いも必要じゃあないかと思っております。原則的には
4月15日までは切りかえるという考えをむて
おります。

1番

員。上げの額については専門家はいい
ですが。妥当であるというところは皆様も信賴
して妥当だと思っております。今更。悲しい
ようであります。米價さんが生存中に解決
してもらいたかった。これだけは残念に思っ
ております。以上で終了です。

議長

休。憩。の。こ。ろ。で。す。(午後2時19分)

議長

再開いたします(午後2時19分)
質疑もそのようにございまして、本案に
対する質疑を打ち切りかと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、質疑を打ち切り討
論を再開いたします。

議長

討論も省略したかと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、討論を省略した
しまして表決に入ります。

議長
日程第6議案第4号 1972年度有野湾市
水道事業会計補正予算についてを表決に
付します。

議長
お諮りいたします。本案については原案通り
可決することに異議ありませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長
ご異議ありませんので、議案第4号 1972年度
有野湾市水道事業会計補正予算について
は原案通り可決決定いたしました。

議長
休憩いたします(午後2時20分)

議長
再開いたします(午後2時26分)
諮問第2号の機構改革及び職員定
数の適正化については、只今休憩中に局長
から説明のた通りでございます。

議長
お諮りいたします。只今休憩中にお諮りい
たしました通り日程の追加をいたしましたこと
を、日程第7と諮問第2号 機構改革

152
るの職員定数の適正化について追加し
議題したいと思っております。これにご異議
ありませんか。

議長

ご異議ございませんので、日程に追加する
ことに決定いたしました。本件につきましては
機構改革特別委員会から返戻の報告
書が参りしておりますので、機構改革特別
委員長の報告を求めます。

特別委員長

ご報告申し上げます。返戻の理由につきまし
ては、先程事務局長の方からご説明がなされ
たように審査の過程において当局から差支
えの申し入れがあったためにこれは権限外
でありますので権限をもちておるとこの本会
議に一応の統制を及ぼすというような理由か
ら返戻でござります。なお、ついでにごく簡単
に委員会の報告の形で若干申し上げてお
ります。

いよいよ帰国間近に差し迫っております。
復帰の時、色々な事務分量が多
くなり更に輻輳するよう状態に
あるようであります。そこで、どうしても現在の
機構ではこれだけの行政執行並びに
行政能力を上げることはできないといふよ
うな基本的な立場から改革整理しなければ
いかぬといふようなこと、出されたのがこの機

構改革案であります。幸いにして先般全議員
 が各々各委員会ごとに本土に研修に行
 っております。特に特別委員会の責任者として
 特別委員会の委員は勿論委員外の委員の
 職員も是非本土の機構の状況をつぶさに
 調査してもらいたいというふうなことをお願
 いしたので、帰参りしてから、いろいろと貴重
 な研修資料が参つております。これと比較
 しながら、特別委員会としては、これは今審
 査を進めつつある話であります。その中で、
 当面も前に出した時点と、これから、最近の
 事情とはだいぶかわつてきたと、特にかわつ
 てきた大きな理由としては、予想外にわた
 事業費、本土から莫大の事業費を貸けら
 るに伺つております。そこで、やはり参りま
 すといふことは、更に検討しなければなら
 ないといふこと、検討に検討を重ねた結果、
 今の差し替案が出た話でございます。前のものは強
 制分割に参つておりましたけれども、今回の場
 合は部割を専ら更に今までの権限を更に
 部長、課長に代行させるというふうなことで、
 考えておられるようであり、従つて、非常に大切
 な問題であるし、又普遍的なことでなければ
 いかんというふうなことも考え合はせた場合
 にはやはり、むしろ慎重に委員会としても調査
 検討したというふうなことを考えておるので、後
 しばらくできる機会を早急に預ければ、充分審
 査できると思つて、一つは、もうな事情であり
 ますので、おふくんで頂いて一つお願ひ致します。

議長

以上で機構改革特別委員会の委員長報告を終ります。

本件につきましては、委員会からの報告通り本会議へ返戻することをこれにご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議長

ご異議ございませんので、本件につきましては本会議へ返戻することに決まりました。

只今の諮問第2号機構改革及び職員定数の適正化についての当局から差し替えがござります。理事者の趣旨説明をいたします。

市長

ご説明申し上げます。この件につきましては、只今の特別委員長の報告におおきく通り特別委員会におきまして、今おきの委員長の報告通り説明いたしまして、どうしても本来ならば、人々に簡単に差し替えで済むものではござりませんけれども、研修の結果、あらゆる角度から考えました場合、5月15日という復帰のタイム・リミットにござります。今日、普遍的な事例、機構の普遍的な整備に對しましては、どうしても我々が当初予想してあったよりは、或いは、今度予算が当初の儘でござりますので、これは、11313各課のものを総合いたしまして、それ以上にはならずとも、以上になると、この年度中に事業を執行するためには、よくぞ

お機構の改革をしなければならぬと、従来
課を考えた場合に一例でございませぬけれど
お互いの課で御制し合って非常にいろいろ
仕事のスムーズにいかねた点もありまして
どうしても部制を敷いて部長のもとに集め
てもらって、今後、スムーズな運営をしてもらいた
いと、これから今までの欠陥を全部なくする
ようにやってみたいという観点に立ちまして
部制を敷いた方が、近い将来にどうも改革
するんだから、今のうちに部制を敷きたいという
ことで特別委員会にお願いをいたしま
して、或いは議会当局の代表者におか
ねて相談をいたしまして、こういう運びをした
訳でございませぬ。いろいろ画たらんとするがござい
ませぬ、どうかこれを御審議下さいますと、立
派な機構ができるようにお願いを致します。

議長

本件につきましては差し替えを認めると
にご異議ございませぬか。

議長

ご異議ございませぬので、差し替えを認めるこ
とに決しました。尚、本件につきましては再び
機構改革特別委員会に付託し、閉会中の審査
をお願いをしたいと思います。これにご異議
ありませぬか。

議長

議決の旨に基き、諸問第2号機構
改革及び職員定数の適正化については、
開会中に審査していただくよう決定したいと
思います。

議長

次に日程第8陳情18号、処理清掃
業の陳情について、経済民生教育常任委員
長の報告をお求めます。尚、経済民生教育委員
長不在のため、委員会を代表しまして、比嘉君に
報告をお願ひ致します。

委員長

中間報告申し上げます。委員長が午後から
休んでおりました。私から、経済民生教育常任
委員会に付託されました陳情第18号、処理
清掃業についての陳情の審査の経過を中
間報告いたします。

本件は去る12月16日の本会議において、付
託されました。今年の1月10日と1月12日の両日
に委員会をもちまして審査をしておりましたが、審
査は4事業者7名の出席をお願ひ致しまして
処理清掃業の実状を調査し、又厚生課長
の意見を聴取して審査しております。又2月4日
に4事業者の方から陳情の差し替えが議長に
おたふすで行われたので、この差し替えの報告
が、4次第当委員会としては審査を続けたいと
考えています。以上で中間報告を終ります。

議長

以上もちまして、経済民生教育常任委員長の委員会を代表しての北嘉君の中間報告を終わります。

議長

おねに配慮してあります差し替え陳情書案件につきまして、おねに配慮したものの通りでござります。この通り差し替えすることに決定し報告を終わります。

議長

休憩いたします(午後2時39分)

議長

再開いたします(午後2時42分)


以上もちまして第97回直野湾市議会臨時会の日程が全部終了いたしましたのでこれをもちまして閉じることにいたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会(午後2時44分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが
その内容の正確であることを証するためここに署名
する。

1972年7月31日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員 比嘉義典 

議事録署名議員 島徳吉 